

# 住宅エコリフォーム補助制度を今年も実施します。 間もなく受け付け開始!!

申込・問合せ先  
市役所建築指導課指導防災担当 (☎31-4569)

**受付期間** 5月11日(月)～10月30日(金)

- 補助の対象となる工事は下記の通りです。
- 補助対象の住宅と申請者には下記の条件と同時に図面、見積り等が必要です。

### 省エネ改修工事

現行の省エネ基準(平成11年基準)に対応する次のいずれかの断熱改修の工事 ①窓等(居室の窓は全て) ②床全体 ③天井等全体 ④外壁全体

### バリアフリー改修工事

①浴室 ②便所 ③階段 ④段差の解消 ⑤通路の拡幅 ⑥手すりの設置 ⑦出入口の戸等 ⑧住宅の玄関・ポーチ部分の段差解消等、それぞれの改良

●上記の補助対象工事について、省エネ改修とバリアフリー改修は同時に行うことができます。

●以下の加算は、昨年度に引き続き継続します。

### 高齢者同居加算

三親等以内の高齢者と同居する場合に、補助対象工事費の5%を加算、限度額75万円。

### 地域材利用加算

補助対象工事に利用された釧路の地域材と輸入材の差額分(1万円/m<sup>2</sup>)を加算します。※1m<sup>2</sup>未満の利用時一律1万円加算。

### 補助対象の住宅

市内にある以下の住宅(賃貸住宅や空き家は含みません)

- ①戸建て住宅(併用住宅の住居部分を含みます)
- ②長屋、共同住宅の住居専用部分(分譲マンションに限りません)

### 申請者の条件

市内に住宅を所有し、かつ居住している満20歳以上の市民で、市税を滞納していないことなど。

### 施工業者の条件

建設業の許可を受けた、市内に本店を有する事業者または住民登録している個人が施工すること。

### 補助制度の併用

対象が明確に異なれば、耐震改修補助制度等との併用が可能です。

条件がありますので、詳細はお問い合わせください。

### パンフレットや申請書類等は

市役所建築指導課および各行政センター、各支所に設置してあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

市内に住んでいる方の住宅で、一定の省エネ改修工事やバリアフリー改修工事を行う場合に、対象工事費の10%、50万円を限度にした補助制度を実施しています。



## 後期高齢者医療制度のお知らせ ～保険料軽減の見直しについて～

問合せ 市役所医療年金課医療給付担当 (☎31-4526)、北海道後期高齢者医療広域連合 (☎011-290-5601)

### ●保険料の軽減割合(所得判定範囲)が見直されました

後期高齢者医療制度の保険料額は、被保険者(加入者)全員が保険料を等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

保険料は、世帯の所得に応じて均等割額の軽減が受けられますが、このうち、5割軽減と2割軽減の所得判定基準が右表のとおり見直されました。

軽減割合	所得金額等の基準	
	平成26年度	平成27年度より
5割軽減	33万円 + (24万5,000円 × 世帯の被保険者数)	33万円 + (26万円 × 世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円 + (45万円 × 世帯の被保険者数)	33万円 + (47万円 × 世帯の被保険者数)

### ●見直しによる年間保険料額の例 今回の見直しにより、新たに軽減の対象となる年間保険料の例は以下のとおりです。

【単身世帯の場合】

年金収入	均等割軽減		所得割軽減	平成27年度	前年度と比べると
	前年度	新			
193万円	2割	5割	5割	4万6,700円	1万5,500円減
194万円	2割	5割	5割	4万7,300円	1万5,400円減
214万円	—	2割	—	10万5,300円	1万300円減
215万円	—	2割	—	10万6,400円	1万200円減

【夫婦2人世帯の場合】※共に被保険者で、妻の年金収入が80万円以下の例

年金収入	区分	均等割軽減		所得割軽減	平成27年度	前年度と比べると
		前年度	新			
218万円	夫妻	2割	5割	—	9万4,100円	1万5,400円減
	夫妻	—	—	—	2万5,700円	1万5,400円減
220万円	夫妻	2割	5割	—	9万6,200円	1万5,400円減
	夫妻	—	—	—	2万5,700円	1万5,400円減
259万円	夫妻	—	2割	—	15万2,600円	1万300円減
	夫妻	—	—	—	4万1,100円	1万300円減
262万円	夫妻	—	2割	—	15万5,800円	1万300円減
	夫妻	—	—	—	4万1,100円	1万300円減

### ●平成27年度の保険料の計算方法 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 5万1,472円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成26年中の所得 - 33万円) × 10.52%	=	1年間の保険料 【限度額57万円】 (100円未満切り捨て)
------------------------------	---	--	---	--------------------------------------

平成27年度の保険料額は、6月に個別にお知らせします。